

窓口負担割合の見直しに係るポスター及びリーフレット
配送業務委託一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書
仕 様 書

令和4年7月

茨城県後期高齢者医療広域連合

入 札 説 明 書

令和4年7月26日に公告した窓口負担割合の見直しに係るポスター及びリーフレット配送業務委託に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

窓口負担割合の見直しに係るポスター及びリーフレット配送業務委託

(2) 委託業務の内容

窓口負担割合の見直しに係るポスター及びリーフレット配送業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年9月22日（木）まで

(4) 納入場所

仕様書で指定する場所

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名

簿において「印刷類」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) 茨城県内の地方公共団体、全国の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療

広域連合のいずれかが発注する同類業務に係る業務委託について、受注実績がある者であること。

(3) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

- ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

茨城県後期高齢者医療広域連合 総務企画課

電話 029-309-1211

FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和4年7月27日（水）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和4年7月27日（水）午後4時まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

- (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3（3）で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ② 一般競争入札参加資格申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
 - ③ 契約実績証明書
 - ④ 申出書
- (6) 一般競争入札参加資格審査結果
一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和4年7月28日(木)までに審査結果通知書を発送する。
- (7) 入札及び開札の日時及び場所
令和4年8月1日(月) 午後2時00分
茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
- (8) 入札の辞退
上記3(1)に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。
ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則(平成21年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第4号。以下「財務規則」という。)第134条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。
- イ 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。
ただし、財務規則第161条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第139条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第135条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

窓口負担割合の見直しに係るポスター及びリーフレット配送業務委託仕様書

1 事業名 窓口負担割合の見直しに係るポスター及びリーフレット配送業務委託

2 契約期間 契約締結日から令和4年9月22日まで

3 業務概要

- ・厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットを仕分け、送付文と送付用封筒を作成の上、送付用封筒に送付文、ポスター及びリーフレットを封入、封緘し、茨城県内の市町村及び医療機関等へ配送するもの。

4 業務内容

(1) 厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットの保管

- ・厚生労働省から納品される以下のポスター及びリーフレットを配送するまで保管すること。

①窓口負担割合の見直しに係るポスター

- ・サイズ：A2判
- ・刷色：片面カラー印刷
- ・用紙：マットコート紙（110 kg）
- ・部数：9,450部
- ・1箱あたりの詳細：605mm×430mm×40mm、200部、約7 kg
- ・搬入時の状態：パレットに積み上げた状態で納品予定 パレット1枚につき2面×15段

②窓口負担割合の見直しに係るリーフレット

- ・サイズ：A4判 4ページ（A3判 二つ折り）
- ・刷色：両面カラー印刷
- ・用紙：マットコート紙（90 kg）
- ・部数：258,400部
- ・1箱当たりの詳細：310mm×220mm×135mm、500部、約9 kg
- ・搬入時の状態：パレットに積み上げた状態で納品予定 パレット1枚につき11面×8段

(2) 厚生労働省から納品されるポスターの折り加工

- ・送付用封筒に封入できるよう、A4判に折り加工すること。

(3) 送付文の作成

- ・サイズ：A4判
- ・刷色：片面単色印刷
- ・用紙：上質紙 四六判 55 kg
- ・原稿：広域連合が電子データ（wordファイル等）を提供する。
- ・校正：1回以上
- ・部数：7,300部

(4) 送付用封筒の作成

- ・サイズ：角型2号
- ・刷色：片面2色印刷
- ・材質：クラフト紙 100g/m²
- ・色：桃色
- ・校正：1回以上
- ・部数：7,300部

(5) 厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットの仕分け

- ・厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットを以下の配送先ごとに仕分けること。

| 配送先 | 配送箇所 | 配布部数（1箇所当たり） | |
|-------|-------|--------------|--------|
| | | ポスター | リーフレット |
| 病院 | 174 | 2 | 200 |
| 診療所 | 1,324 | 1 | 50 |
| 歯科診療所 | 1,378 | 1 | 50 |
| 薬局 | 1,350 | 1 | 50 |
| 高齢者施設 | 3,009 | 1 | — |
| 都道府県 | 1 | 10 | 200 |
| 市町村 | 42 | 10 | 200 |
| 中核市 | 1 | 10 | 700 |
| 特例市 | 1 | 10 | 500 |
| 合計 | 7,280 | — | — |

※配送箇所や配布部数については、厚生労働省の動向により変更になる場合がある。

(6) 配送先宛名の印字

- ・広域連合が電子データ（Excel ファイル等）で提供する配送先情報に基づき、送付用封筒に配送先宛名を印字（宛名ラベルでの対応も可）すること。

(7) 配送物の封入、封緘

- ・送付用封筒に送付文、厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットを配送先単位で封入、封緘すること。
- ・送付用封筒に配送物の封入が困難な場合については、他の方法により配送できる形状に梱包すること。

(8) 配送物の配送

- ・配送業者及び配送方法の指定はないが、配送物を確実に配送先へ配送すること。

5 業務日程

- ・業務着手前に業務日程を広域連合と協議の上、工程表を作成すること。

6 厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットの納入時期

- ・令和4年8月上旬

7 厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットの納入場所

- ・受託者が指定する場所に納品するため、契約締結後、速やかに広域連合に報告すること。

8 配送先への配送時期

- ・令和4年9月上旬

9 納品書の作成

- ・業務完了後に「作成物ごとの単価」、「封入、封緘印字処理代」及び「配送費用」を記載した納品書を作成し、広域連合へ提出すること。

10 契約金の支払

- ・業務完了後に完了検査を行い、合格したのちに一括で支払うものとする。

11 注意事項

- ・入札額については、厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットの保管、配送費用など一切の費用を含めること。
- ・厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットの搬入については、フォークリフトを活用するなどして、円滑な搬入に努めること。
- ・作成物、厚生労働省から納品されるポスター及びリーフレットの残品については、広域連合に納品すること。

12 その他

- ・本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、広域連合と受託者が協議して決定する。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 乙は、この契約による業務を実施するにあたり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、業務に従事する従業員に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用及び提供の禁止)

第3条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報をこの契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、紛失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の返還等)

第5条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えい等が起こらない方法を用いて確実に処分しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、業務に係る個人情報を複写し、又は複製したときは、この契約による業務

に係る個人情報速やかに甲に返還し、又は漏えい等が起こらない方法を用いて確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第7条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反しているとき、この契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

(業務を第三者に再委託した場合の取扱い)

第8条 乙は、この契約による業務の一部を第三者に再委託した場合には、乙の責任において当該第三者に対し、第2条から第6条までに定める事項を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。また、甲は、当該第三者がこの個人情報取扱特記事項に違反しているとき、前条の規定を準用するものとする。